

標準貨物自動車運送約款等の改正に伴う諸手続きはお済みですか？

～未手続のままですと罰則や行政処分の対象となります～

平成30年11月
関東運輸局貨物課

今回の改正(H29.11)により、従前からの標準貨物自動車運送約款を使用しているトラック運送事業者は原則として今回の改正の趣旨を踏まえ、運賃・料金の変更届出の手続きが必要となります。

運送事業者が行う手続きの流れ

新標準約款への移行等に伴い所要の手続きが必要になりますので、下記をご確認の上、速やかに手続きを行っていただきますようお願いいたします。

新標準約款を
使用する

- ①新標準約款を主たる事務所その他営業所に
掲示する
- ②運賃及び料金の変更届出を行う

新約款に基づき、「待機時間料」、「積込料」及び「取卸料」等を収受するために、①、②の手続きが必要です。

※運賃と料金の別建て収受の趣旨を含む独自約款を使用することも可能ですが、その場合は、上記①②に加え、約款の認可申請が必要となりますので、主たる事務所を管轄する下記(問い合わせ先)へお問い合わせください。

運賃・料金の変更届出をしていない場合

(※改正後の標準約款の趣旨を含む独自約款で認可を受け、運賃・料金の変更届出をしていない場合を含む。)

→貨物自動車運送事業法第60条第1項報告義務違反 (初違反:警告 再違反:10日車)

新標準約款以外(独自約款)を使用するにもかかわらず、認可申請をしていない場合

→貨物自動車運送事業法第10条第1項運送約款認可違反 (初違反:20日車 再違反:40日車)

使用する約款を主たる事務所その他営業所へ掲示していない場合

→貨物自動車運送事業法第11条運送約款の掲示義務違反 (初違反:警告 再違反:10日車)

監査等により違反の事実が判明した場合は、行政処分の対象となる場合があります。

※参考 未手続のままですと行政処分(*20日車等)や罰則(*100万円以下の罰金等)の対象となります。

◆運送約款改正ご案内ホームページ

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr4_000020.html

※上記URLより改正概要・申請書様式・Q&Aをご覧ください

(問い合わせ先)

関東運輸局自動車交通部貨物課: 045-211-7248

東京運輸支局輸送担当: 03-3458-9233

神奈川運輸支局輸送担当: 045-939-6801

埼玉運輸支局輸送担当: 048-624-1835

群馬運輸支局輸送担当: 027-263-4440

千葉運輸支局輸送担当: 043-242-7336

茨城運輸支局輸送担当: 029-247-5348

栃木運輸支局輸送担当: 028-658-7011

山梨運輸支局輸送担当: 055-261-0880